冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和4年 9月30日
東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日本マクドナルド株式会社 代表取締役社長兼CEO 日色 保

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類		前年度				
			年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数	
	エアコンデ	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙	— 台	1 台	0 台	— 台	
	冷蔵機器及び冷凍機器		一	3 台	0 台	— 台	
前年度に第一種特定製 品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロ ンの量	第一種特定製品の種類		代替フロン充塡量		代替フロン回収量		
	エアコンディショナー		1.4	キログラム	一 キログラム		
	冷蔵機器及	び冷凍機器	3. 2	キログラム	_	キログラム	
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使,	用 時	運転負荷軽減のため設備機器の定期的メンテナンスと適正な設定の実施。実施に際してはスケジュール化されたプランドメンテナンスカレンダーに準じて実施。				
	廃事	乗 時	廃棄に際しては府に登録されたフロン類充填回収業者にてフロン回収 を実施することとしている。				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使り	用 時	3カ月毎に目視にて運転状況、異音の有無、などを確認している。				
	廃事	乗 時					
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	検討中						
特記事項			7批准12問子ス汁律				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。

^{2 「}第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。